

# 兵庫県公報

平成19年3月9日 金曜日 第1856号

発行人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 告 示

○争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	ページ
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○町営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○土地改良事業の工事完了の届出（同）	4
○平成19年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（移動制限）（森林保全室）	5
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	6

### 公 告

○広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ（広報課）	6
○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	9
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	10
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	10

### 教育委員会告示

○兵庫県指定重要有形文化財及び兵庫県指定重要無形民俗文化財の指定	11
----------------------------------	----

### 警察本部公告

○落札者等の公示	12
----------	----

### 市町村職員退職手当組合条例

○兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	12
○兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	13
○職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	13
○兵庫県市町村職員退職手当組合職員定数条例の一部を改正する条例	14

### 市町村職員退職手当組合規則

○兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	14
○兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則の一部を改正する規則	15
○兵庫県市町村職員退職手当組合議会の定例会の招集時期を定める規則の一部を改正する規則	19
○兵庫県市町村職員退職手当組合組合長の職務を代理する吏員の順序を定める規則の一部を改正する規則	19
○兵庫県市町村職員退職手当組合収入役の職務を代理する吏員を定める規則を廃止する規則	20

### 市町村職員退職手当組合告示

○兵庫県市町村職員退職手当組合公印規程の一部を改正する規程	20
○議決になった平成18年度一般会計補正予算	20
○議決になった平成19年度一般会計予算	22

## 告 示

## 兵庫県告示第243号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成19年2月28日に、三田市東本庄2493愛野会労働組合執行委員長森崎彰英から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成19年3月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 事件

愛野会労働組合が主張する次の事項について

賃上げ、夏季一時金の支給及び労働条件の改善に関する要求ほか

## 2 日時

平成19年3月13日午前0時から事件解決に至るまで

## 3 場所

あいの病院

三田市東本庄2493

## 4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独または併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。

## 兵庫県告示第244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年3月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 神戸市養田土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏	名	住 所
理 事	竹 内	勇 勇	神戸市西区押部谷町養田587番地
同	森 岡	照 夫	同 市同区押部谷町養田180番地の3
同	森 岡	孝 文	同 市同区押部谷町養田306番地
同	森 岡	美 治	同 市同区押部谷町養田430番地
同	寺 本	浩 浩	同 市同区押部谷町養田573番地の1
同	笛 川	章 章	同 市同区平野町堅田367番地
同	寺 本	治 夫	同 市同区押部谷町養田567番地の2
同	高 塚	秀 雄	同 市同区押部谷町和田333番地
同	森 岡	正 德	同 市同区押部谷町養田448番地
監 事	森 岡	英 文	同 市同区押部谷町養田187番地
同	北 井	忠 司	同 市同区押部谷町和田350番地
同	山 本	信 夫	同 市同区押部谷町養田576番地2

## 就任役員

役員の区分	氏	名	住 所
理 事	竹 内	勇 勇	神戸市西区押部谷町養田587番地
同	森 岡	照 夫	同 市同区押部谷町養田180番地の3
同	森 岡	孝 文	同 市同区押部谷町養田306番地
同	森 岡	美 治	同 市同区押部谷町養田430番地
同	寺 本	浩 浩	同 市同区押部谷町養田573番地の1
同	笛 川	章 章	同 市同区平野町堅田367番地
同	高 塚	雅 弘	同 市同区押部谷町和田333番地
同	善 本	六 男	同 市同区押部谷町養田35番地
同	森 岡	康 博	同 市同区押部谷町養田522番地

監 事	森 岡 達 吉	同 市同区押部谷町養田199番地の1
同 石 垣 重 信	同 市同区押部谷町和田194番地	
同 山 本 正 登 司	同 市同区押部谷町養田601番地	

## 2 伊丹市森本井土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	前 川 嘉 彦	伊丹市森本4丁目118番地
同	阪 部 和 夫	同 市森本2丁目241番地
同	伊 丹 信 秀	同 市森本5丁目77番地の2
同	大 崎 利 正	同 市森本5丁目17番地
同	阪 部 利 夫	同 市森本2丁目236番地
同	藤 本 一 男	同 市森本3丁目73番地
同	前 川 明 博	同 市森本4丁目155番地
同	松 浦 康 博	同 市森本2丁目164番地の1
監 事	田 中 博 男	同 市森本2丁目123番地
同	松 浦 勇	同 市森本4丁目85番地

## 就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	前 川 嘉 彦	伊丹市森本4丁目118番地
同	阪 部 豊	同 市森本2丁目212番地
同	伊 丹 信 秀	同 市森本5丁目77番地の2
同	大 崎 利 正	同 市森本5丁目17番地
同	阪 部 利 夫	同 市森本2丁目236番地
同	阪 部 和 夫	同 市森本2丁目241番地
同	前 川 長 和	同 市森本4丁目155番地
同	永 長 雄	同 市森本4丁目109番地
監 事	田 中 博 男	同 市森本2丁目123番地
同	松 浦 勇	同 市森本4丁目85番地

## 3 九名井土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	荒 木 隆 雄	伊丹市口酒井1丁目1番1号
同	角 至 孝 夫	同 市森本7丁目52番地
同	森 長 正 二	同 市岩屋1丁目4番52号
同	長 安 澤 一	同 市口酒井1丁目3番53号
同	安 達 義 二	同 市口酒井1丁目5番30号
同	上 川 克 信	同 市口酒井1丁目4番20号
同	川 嶋 正 二	尼崎市田能3丁目18番3号
同	辰 己 佐 利	同 市田能3丁目16番11号
監 事	花 熊 佐 桂	同 市田能3丁目18番7号
同	細 川 長 治	伊丹市森本6丁目88番地
同	梶 山 石 根	同 市口酒井1丁目3番51号

## 就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	荒 木 隆 雄	伊丹市口酒井1丁目1番1号
同	早 川 淨	同 市岩屋1丁目6番60号
同	角 至 孝 夫	同 市森本7丁目52番地
同	安 達 義 信	同 市口酒井1丁目5番30号
同	長 澤 隆 夫	同 市口酒井1丁目8番7号
同	長 澤 藤 延	同 市口酒井1丁目10番1号

同	川	嶋	正	二	尼崎市田能3丁目18番3号
同	辰	己	佐	利	同 市田能3丁目16番11号
監事	花	熊	桂	治	同 市田能3丁目18番7号
同	山	本	幹	一	伊丹市森本6丁目108番地
同	上	田	克	己	同 市口酒井1丁目4番20号

## 4 東浦町土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	中野 賢治	淡路市浦1292番地

## 兵庫県告示第245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成19年2月26日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同條第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年3月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業（一般）			
ため池整備工事（一般型）	鹿野新池地区	平成19年3月9日から 同月29日まで	加東市役所 東条庁舎
小規模			

## 兵庫県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の町に係る換地計画認可申請については、適當と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成19年3月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	地区名 (工区名)	縦覧の期間	縦覧の場所
神崎郡神河町	寺前北部地区 (第1工区)	平成19年3月9日から 同月29日まで	神崎郡 神河町役場

## 兵庫県告示第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成19年3月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業主体	事 業 名	地 区 名 (工区名)	地 域 名	工事着手 年 月 日	工事完了 年 月 日	備考 (事業内容)
西脇市	基盤整備促進事業 (一般型)	津万地区	西脇市大垣内、蒲江、 寺内	平成16.11.20	平成19.1.20	用水路改修
小野市	同 上	中野・繁陽 地区	加西市中野町、繁昌町、 桑原田町、上宮木町、 下宮木町	平成13.10.24	平成18.2.20	農道舗装
養父市	中山間地域総合整備事 業 (一般型)	八鹿地区	養父市八鹿町伊佐	平成17.7.28	平成18.12.15	ため池(篠 谷下池)整 備工事

**兵庫県告示第248号**

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第5号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成19年3月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

県内全域。ただし、尼崎市、伊丹市、加古郡稻美町、同郡播磨町及び淡路市を除く。

## (2) 期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

## 2 森林病害虫等の種類

松くい虫

## 3 行るべき措置の内容

1 (1)の区域内に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条をいい、用材及び薪炭材であるものを含む。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。

## 4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林及びその周辺の松林において、平成18年度に被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

**兵庫県告示第249号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年3月9日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年3月9日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道	多可郡多可町八千代区下村字上野尻126番 1から	旧	7.0から 18.0まで	348.0	

加美八千代線	同 郡同 町八千代区下村字下野尻91番1 まで	新	11.0から 21.0まで	339.0	
--------	----------------------------	---	------------------	-------	--

**兵庫県告示第250号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。  
平成19年3月9日

兵庫県知事 井戸 敏三

**指定区域**

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
相生(1)	相生市		旭二丁目	相生 蔽谷 西ノ脇	96番の一部、97番1の一部、97番2の一部、98番の一部、1061番の一部、1062番1の一部、1062番2の一部、1063番の一部、1064番の一部、1067番の一部、97番2地先の道路敷の一部 1044番の一部 5347番の一部
相生(2)	相生市		旭二丁目		1057番1の一部、5348番1の一部、5348番28の一部、5348番28から5348番1に至る地先の道路敷の一部

**兵庫県告示第251号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成19年3月12日から適用する。

平成19年3月9日

兵庫県知事 井戸 敏三

表中

「	同 尾 上 支 店	加古川市尾上町	」
を			
「	同 尾 上 支 店	加古川市尾上町	」
	同 姫 路 北 支 店	姫路市御立西	

に改める。

**公 告****広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ**

平成19年度における広報デザイン室業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成19年3月9日

兵庫県知事 井戸 敏三

**1 趣旨**

兵庫県（以下「県」という。）及び県関係団体が発行する刊行物の質的な向上を図る広報デザイン室の業務を委託するため、企画提案コンペを実施する。

**2 企画提案コンペの概要****(1) 名称**

広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ

**(2) 方法**

刊行物の紙面構成に対する提案及び業務の実施体制に関する提案を求める。

**(3) 提案の対象**

ア 刊行物の原稿・レイアウト案に対する修正案  
(別途修正する刊行物を配付します。)

イ 業務の実施体制に関する企画案

**(4) 主催者及び事務局**

ア 主催者

県

イ 事務局

兵庫県県民政策部知事室広報課企画調整係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県第2号館4階）

TEL (078) 362-3018（直通） FAX (078) 362-3903

E-mail : kouhoukal@pref.hyogo.jp

**3 応募者の資格**

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる各号のすべてに該当する者であること。

- (1) 刊行物の編集企画及び制作に当たり、媒体の選定、文章表現、紙（誌）面の構成、レイアウトの作成、写真及びイラストの選定・配置等にわたって質の高い紙面づくりができること。
- (2) 刊行物を制作し、発行しようとする県及び県関係団体の職員に対して、質の高い紙面づくりを分かりやすく指導助言できること。
- (3) 県政や県内の地域事情に一定の知識を有すること。
- (4) 上記(1)から(3)までに関する知識と技能を有する者を、兵庫県県民政策部知事室広報課長（以下「広報課長」という。）が指定する場所及び日時に2名以上派遣できること。
- (5) 指導助言の内容を、広報課長に毎月、文書により報告できること。
- (6) 業務の内容について守秘義務を遵守できること。
- (7) その他広報課長の指示に柔軟に対応できること。

**4 応募手続****(1) 募集要項の配付**

ア 配付方法

平成19年度広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ募集要項（以下、「募集要項」という。）は、事務局において配付する。

イ 配付期間

平成19年3月9日（金）から同月16日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）

**(2) 応募図書の受付**

ア 受付方法

事務局に持参すること。

イ 受付期間

平成19年3月19日（月）から同月23日（金）午後5時まで（祝日を除く。）

**5 募集要項の内容に関する質疑及び回答の手続****(1) 質疑**

ア 質疑の方法

所定の質疑応答用紙（様式1）により、事務局に郵送、メール、又は持参すること。

イ 質疑受付期間

平成19年3月9日（金）から同月19日（月）午後5時まで

## (2) 回答

平成19年3月22日（木）までに質疑者に郵送する。

## 6 応募図書等

## (1) 応募図書

ア 応募申込書（様式2）

イ 法人概要

ウ 修正案の作品（6部。そのうち5部はカラーコピーも可。）

エ 修正案の説明書

オ 業務実施体制の企画案

カ 受託予定業務に係る見積書

審査の必要上、後日、追加の資料を要求することがある。

## (2) 応募図書の著作権の帰属

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

## (3) 応募図書の提出後の取扱い

ア 応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。

イ 応募図書は、返却しない。

## 7 応募に要する費用

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

## 8 当選者の決定及び発表の方法

## (1) 審査及び選考方法

提案内容の審査及び当選者の選考に当たる選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選定し、それに基づき、県は当選者を決定する。なお、場合によっては、上位候補者に対し、説明を求めことがある。

## (2) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数、応募者の名称及び当選者の名称を文書で通知する。

## 9 当選者の当選後の取扱い

所定の手続を経た後、当選者に平成19年度における広報デザイン室業務を委託する。

## 10 その他の応募条件等

広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ募集要項による。

---

**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局神戸生活創造センター、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあつた年月日から2月間とする。

平成19年3月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 申請のあつた年月日 平成19年2月23日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人鋼板珐瑯画国際芸術交流センター

イ 代表者の氏名 田中 肇

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区海岸通12番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、国内外の美術に関心のある人たちに対して、鋼板珐瑯画の普及啓発、鋼板珐瑯の継承者の育成と援助、鋼板珐瑯画を通じた文化・芸術に関しての国際交流、鋼板珐瑯画の展覧会及び他の芸術分野との共同展の開催に関する事業を行い、全世界に向かって、鋼板珐瑯画とその技術の普及啓発、及びその文化・美術の発展を通じて、地域文化の振興に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあつた年月日 平成19年2月23日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひょうご宝塚園芸福祉協会

イ 代表者の氏名 山本 道子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市中山寺3丁目1番14号

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県内の高齢者・障害者をはじめとするすべての人々に対して、園芸を通じた健康・生きがいづくりに関する普及啓発・情報提供・実践活動・人材養成・調査研究及び生ゴミ等の堆肥化推進に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局神戸生活創造センター、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあつた年月日から2月間とする。

平成19年3月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 申請のあつた年月日 平成19年2月22日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 I C C C

イ 代表者の氏名 城田 獻

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市昆陽8丁目53番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者が地域で生き生きと暮らしていくために、それぞれの事業を通じ個々のニーズにあった支援をすると共に、地域の中で精神障害者が暮らしやすい環境を作るために各機関と連携を持ちながら、地域がコミュニティーケアの機能を担うことができるよう働きかけるなど、地域の精神保健福祉に貢献することを目的とする。

2(1) 申請のあつた年月日 平成19年2月22日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ケアット

イ 代表者の氏名 岡本 芳江

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区魚崎中町2丁目3番5号

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本に在住する高齢者及び障害者が、その能力を維持し、かつ、その能力に応じて自立した生活が営めるよう、高齢者の痴呆防止を目的として高齢者向けの学習ドリル等の普及を図る活動を行い、身体の老化予防を目的として足つぼ刺激や四肢の拘縮を和らげるマッサージを行うとともに、その活動を推進する人材を養成する活動を行う。又、高齢者及び障害者の社会参加を容易にするために、障害者の就業を支援するためのパソコン教室の開催、高齢者および障害者を対象としたファッション（服装・ヘアメイク・メーキャップ等）に係る勉強会を開催する等の活動を通じ、障害者および高齢者が、人間性あふれ、魅力ある福祉社会の創造に寄与することを目的とする。

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年3月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市中町字東後山473番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加西市豊倉町1261番地の72

誠和不動産株式会社 代表取締役 宮 崎 隆 志

3 許可年月日及び許可番号

平成19年2月22日  
兵庫県指令北播(建)第1-10-2号(18小野)

## 教育委員会告示

## 兵庫県教育委員会告示第4号

兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第4条第1項及び第27条第1項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財及び兵庫県指定重要無形民俗文化財として次のものを指定する。

平成19年3月9日

兵庫県教育委員会

委員長 平田幸廣

| 種別                        | 文化財の名称                                                          | 数量   | 所在地                    | 所有者<br>(管理者)            |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------|------|------------------------|-------------------------|
| 重要有形文化財                   | 徹心寺<br>本堂<br>附 棟札1枚<br>山門                                       | 2棟   | 神崎郡神河町福本402番地          | 宗教法人 徹心寺                |
|                           | 法楽寺<br>本堂<br>附 棟札2枚<br>附 万人講勸化之記<br>額1枚<br>春日社                  | 2棟   | 神崎郡神河町中村1048番地         | 宗教法人 法楽寺                |
|                           | 孔雀明王像                                                           | 1幅   | 姫路市本町68番地<br>(県立歴史博物館) | 宗教法人 今淹寺<br>(県立歴史博物館)   |
|                           | 弁才天像                                                            | 1幅   | 姫路市本町68番地<br>(県立歴史博物館) | 宗教法人 今淹寺<br>(県立歴史博物館)   |
|                           | 両界曼荼羅図                                                          | 2幅   | 姫路市本町68番地<br>(県立歴史博物館) | 宗教法人 今淹寺<br>(県立歴史博物館)   |
|                           | 十六羅漢図                                                           | 9幅   | 姫路市本町68番地<br>(県立歴史博物館) | 宗教法人 今淹寺<br>(県立歴史博物館)   |
|                           | 考古資料<br>市辺遺跡出土品<br>木簡(22) 墨書き土器<br>(243) 銅印(1) 古<br>錢(15) 陶硯(4) | 285点 | 神戸市兵庫区荒田町2丁目1<br>番5号   | 兵庫県<br>(埋蔵文化財調査<br>事務所) |
| 重要<br>無形<br>民俗<br>文化<br>財 | 無形民俗<br>文化財<br>魚吹八幡神社秋季例祭風<br>流                                 | —    | 姫路市網干区宮内193番地          | 魚吹八幡神社懇代<br>会           |

## 警 察 本 部 公 告

## 落札者等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年3月9日

## 契約担当者

兵庫県警察本部長 末 井 誠 史

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
耐刃防護衣 2,900着
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成19年2月16日
- 4 落札者の名称及び所在地  
尾崎株式会社神戸支店 神戸市垂水区狩口台7丁目1番23号
- 5 落札金額  
38,367,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成19年1月5日

## 市町村職員退職手当組合条例

兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月9日

兵庫県市町村職員退職手当組合

組合長 蓬 莉 務

## 兵庫県市町村職員退職手当組合条例第1号

## 兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

**第1条** 兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例(昭和39年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「助役、収入役」を「副市町長(副管理者を含む。以下同じ。)」に改める。

第3条第2号中「助役」を「副市町長」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号に、同条第5号を同条第4号に改める。

(兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

**第2条** 兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(平成14年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「助役、収入役」を「副市町長若しくは副管理者」に、「助役等」を「副市町長等」に改める。

第2条中「助役等」を「副市町長等」に改める。

第3条中「助役等」を「副市町長等」に、「第6項及び第7項」を「第7項及び第8項」に改める。

第4条及び第5条中「助役等」を「副市町長等」に改める。

(兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第3条** 兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成16年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「助役等」を「副市町長等」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
(助役に関する経過措置)
  - 2 この条例の施行の際現に助役である者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、第1条による改正後の兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の特別職等条例」という。）第4条の規定にかかわらず、当該助役であった期間に、この条例の施行の日に副市町長として選任されたものとみなされた任期の期間を通算した期間（その月数が48月を超えるときは、48月とする。）として、改正後の特別職等条例の規定を適用するものとする。  
(収入役に関する経過措置)
  - 3 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例による。
- ~~~~~

兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月9日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

#### 兵庫県市町村職員退職手当組合条例第2号

##### 兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和56年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は第28条の6」を「、第28条の6」に改め、「若しくは第2項」の次に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条」を加える。

第5条の2第2項第2号中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

第8条の4第1項中「「休職月数」という。」の次に「又は地方公務員法第26条の3の規定に基づき定められた条例の規定により承認を受けて勤務しなかつた時間の合計を規則で算出した月（以下「高齢者部分休業月」という。）」を加える。

第8条の5第2項中「給料、扶養手当及び」を「給料及び扶養手当の月額並びに」に改め、「地域手当」の次に「及び広域異動手当」を加える。

第9条中第10項を第11項とし、第6項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項から第3項までの規定による在職期間のうちに高齢者部分休業月があったときは、その月数の2分の1に相当する月数を第1項から第3項までの規定により計算した在職期間から除算する。

第20条第1項中「第9条第5項」を「第9条第7項」に改め、同条第3項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月9日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

#### 兵庫県市町村職員退職手当組合条例第3号

##### 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和40年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「船賃」の次に「、航空賃」を加える。

別表中 「事務局長」  
一般職の職員（事務局長を除く吏員及びその他の職員）」  
を 「事務局長及び会計管理者」  
一般職の職員（事務局長及び会計管理者を除く。）」  
に改める。

**附 則**

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

兵庫県市町村職員退職手当組合職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月9日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

**兵庫県市町村職員退職手当組合条例第4号****兵庫県市町村職員退職手当組合職員定数条例の一部を改正する条例**

兵庫県市町村職員退職手当組合職員定数条例（昭和34年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「雇傭人及び嘱託を含む。」を「臨時に任用される者を除く。」に改める。

第2条を次のように改める。

（職員の定数）

**第2条 職員の定数は、5人とする。**

第3条を削る。

**附 則**

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**市町村職員退職手当組合規則**

兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月9日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

**兵庫県市町村職員退職手当組合規則第2号****兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例施行規則（平成14年兵庫県市町村職員退職手当組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条及び別記様式中「助役等」を「副市町長等」に改める。

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月9日

兵庫県市町村職員退職手当組合

組合長 蓬 萊 務

**兵庫県市町村職員退職手当組合規則第3号**

**兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則の一部を改正する規則**

兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則（平成18年兵庫県市町村職員退職手当組合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又はイ若しくはウ又はエ」を「若しくはイ又はウ若しくはエ又はオ若しくはカ」に改める。

別表第1アの表高砂市の項中

を 



 に改め、別表第

1イの表高砂市の項中 



 を

「 



 に改め、別

表第1ウの表中

を 



 に改め、

別表第1エの表中

多可郡多可町	行政職				6級	5級	4級	3級	2級・1級
	技労職						2級 117 号給以上	2級 49号給以上 116号給以下	2級 48号 給以下
	医師職				3級	2級		1級	1級 60号 給以下
	看護職							2級 29号給以上 1級 65号給以上	2級 28号 給以下 1級 64号 給以下

を

に

多可郡多可町	行政職				6級	5級	4級	3級	2級・1級	
	技労職						2級 117 号給以上	2級 49号給以上 116号給以下	2級 48号 給以下	
	医師職				3級	2級		1級	1級 60号 給以下	
	看護職							2級 29号給以上 1級 65号給以上	2級 28号 給以下 1級 64号 給以下	
洲本市・南あわじ市衛生事務組合	行政職				7級	6級	5級 50歳以上で、かつ勤続25年以上	4級	3級	2級・1級

改め、別表第1に次の2表を加える。

才 平成8年4月1日から平成18年12月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

団体名	給料表の種類	職 員 の 区 分								
		第1号区分	第2号区分	第3号区分	第4号区分	第5号区分	第6号区分	第7号区分	第8号区分	第9号区分
神崎都市川町	行政職					8級・7級	6級	5級・4級	3級	2級・1級
	技能労務職							2級 30号給以上	2級 13号給以上 29号給以下	2級 12号給以下
神崎都福崎町	行政職(一)					8級・7級	6級	5級・4級	3級	2級・1級
	行政職(二)						2級 38号給以上	2級 30号給以上 37号給以下	2級 13号給以上 29号給以下	2級 12号給以下
神崎郡神河町	行政職					8級・7級・ 指定職(病院 事務長)	6級	5級・4級	3級	2級・1級
	技能労務職							2級 30号給以上	2級 13号給以上 29号給以下	2級 12号給以下
	医療職(一)				4級	3級	2級	1級		
	医療職(二)					6級	5級	4級 3級 7号給以上	3級 6号給以下	2級・1級
	医療職(三)					6級・5級	4級	3級	2級	1級
	共通					50歳以上で、 かつ勤続25年以上				

神崎郡神崎町	行政職				8級・7級・ 指定職(病院 事務長)	6級	5級・4級	3級	2級・1級
	技能労務職						2級30号給以 上	2級13号給以上 29号給以下	2級12号給以下
							1級33号給以 上	1級17号給以上 32号給以下	1級16号給以下
	医療職(一)			4級	3級	2級	1級		
	医療職(二)				6級	5級	4級	3級6号給以下 3級7号給以上	2級・1級
	医療職(三)				6級・5級	4級	3級	2級	1級
神崎郡大河内町	共通				50歳以上 で、かつ勤続 25年以上				
	行政職				8級・7級・ 指定職(病院 事務長)	6級	5級・4級	3級	2級・1級
	技能労務職						2級30号給以 上	2級13号給以上 29号給以下	2級12号給以下
							1級33号給以 上	1級17号給以上 32号給以下	1級16号給以下
	共通				50歳以上 で、かつ勤続 25年以上				
神崎郡北部病院事 務組合	行政職				8級・7級・ 指定職(病院 事務長)	6級	5級・4級	3級	2級・1級
	技能労務職						2級30号給以 上	2級13号給以上 29号給以下	2級12号給以下
							1級33号給以 上	1級17号給以上 32号給以下	1級16号給以下
	医療職(一)			4級	3級	2級	1級		
	医療職(二)				6級	5級	4級	3級6号給以下 3級7号給以上	2級・1級
	医療職(三)				6級・5級	4級	3級	2級	1級
加古川市、高砂市 宝殿中学校組合	共通				50歳以上 で、かつ勤続 25年以上				
	行政職						21号給以上	11号給以上20 号給以下	10号給以下
	中播衛生施設事務 組合	行政職			8級・7級	6級	5級・4級	3級	2級・1級
	姫路福崎斎苑施設 事務組合	行政職			8級・7級	6級	5級・4級	3級	2級・1級
	技能労務職					2級38号給 以上	2級30号給以 上37号給以下	2級13号給以上 29号給以下	2級12号給以下
								1級17号給以上	1級16号給以下
中播農業共済事務 組合	行政職				8級・7級	6級	5級・4級	3級	2級・1級
	くれさか環境事務 組合	行政職			8級・7級	6級	5級・4級	3級	2級・1級
	技能労務職					2級38号給 以上	2級30号給以 上37号給以下	2級13号給以上 29号給以下	2級12号給以下
								1級17号給以上	1級16号給以下
	中播北部行政事務 組合	行政職			8級・7級	6級	5級・4級	3級	2級・1級
	技能労務職						2級30号給以 上	2級13号給以上 29号給以下	2級12号給以下
								1級17号給以上	1級16号給以下

## 力 平成19年1月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

団体名	給料表の種類	職 員 の 区 分								
		第1号区分	第2号区分	第3号区分	第4号区分	第5号区分	第6号区分	第7号区分	第8号区分	第9号区分
神崎郡市川町	行政職					6級・5級	4級	3級	2級	1級
	技能労務職							2級117号 給以上	2級49号給以上 116号給以下	2級48号給以下
神崎郡福崎町	行政職(一)			7級	6級・5級	4級	3級	2級	1級	
	行政職(二)						2級149号 給以上	2級117号 給以上148号給以下	2級49号給以上 116号給以下	2級48号給以下
神崎郡神河町	行政職				6級・5級・ 指定職(病院 事務長)	4級	3級	2級	1級	
	技能労務職						2級117号 給以上	2級49号給以上 116号給以下	2級48号給以下	
加古川市、高砂市 宝殿中学校組合	医療職(一)			5級・4級	3級	2級	1級			
	医療職(二)				6級	5級	4級 3級19号給 以上	3級18号給以下	2級・1級	
姫路福崎斎苑施設 事務組合	医療職(三)				6級・5級	4級	3級	2級	1級	
	共通				50歳以上 で、かつ勤続 25年以上					
中播衛生施設事務 組合	行政職						23号給以上	14号給以上22 号給以下	13号給以下	
姫路福崎斎苑施設 事務組合	行政職			7級	6級・5級	4級	3級	2級	1級	
	技能労務職			7級	6級・5級	4級	3級	2級	1級	
中播農業共済事務 組合	行政職			7級	6級・5級	4級	3級	2級	1級	
くれさか環境事務 組合	行政職			7級	6級・5級	4級	3級	2級	1級	
	技能労務職					2級149号 給以上	2級117号 給以上148号給以下	2級49号給以上 116号給以下	2級48号給以下	
中播北部行政事務 組合	行政職				6級・5級	4級	3級	2級	1級	
	技能労務職						2級117号 給以上	2級49号給以上 116号給以下	2級48号給以下	
								1級61号給以上	1級60号給以下	

別表第2を次のように改める。

## 別表第2

豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、小野市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、たつの市、川辺郡猪名川町、加古郡稻美町、加古郡播磨町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町、美方郡新温泉町、兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、北播磨清掃事務組合、宍粟環境事務組合、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合、南但老人ホーム一部事務組合、氷上多可衛生事務組合、淡路市・洲本市広域事務組合、加古郡衛生事務組合、南但広域行政事務組合、南あわじ市・洲本市小中学校組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、美方広域消防事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東環境施設事務組合、小野加東広域事務組合、播磨高原広域事務組合	平成18年4月1日
洲本市、多可郡多可町、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、淡路広域行政事務組合、淡路広域消防事務組合、淡路広域水道企業団	平成18年10月1日
神崎郡市川町、神崎郡福崎町、神崎郡神河町、加古川市、高砂市宝殿中学校組合、中播衛生施設事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、中播農業共済事務組合、くれさか環境事務組合、中播北部行政事務組合	平成19年1月1日

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1ア及びイの表の改正規定は、平成19年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則別表第1ア及びイの表の規定は、平成19年3月31日以後に退職した者について適用し、同日前に退職した者については、なお従前の例による。

~~~~~

兵庫県市町村職員退職手当組合議会の定例会の招集時期を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月9日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萌 務

兵庫県市町村職員退職手当組合規則第4号

## 兵庫県市町村職員退職手当組合議会の定例会の招集時期を定める規則の一部を改正する規則

兵庫県市町村職員退職手当組合議会の定例会の招集時期を定める規則（平成8年兵庫県市町村職員退職手当組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

本文中「3月及び12月」を「2月及び11月」に改める。

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~

兵庫県市町村職員退職手当組合組合長の職務を代理する吏員の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月9日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

## 兵庫県市町村職員退職手当組合規則第5号

兵庫県市町村職員退職手当組合組合長の職務を代理する吏員の順序を定める規則の一部を改正する規則

兵庫県市町村職員退職手当組合組合長の職務を代理する吏員の順序を定める規則（平成6年兵庫県市町村職員退職手当組合規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名中「吏員」を「職員」に改める。

本文中「事務吏員」を「職員」に改める。

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

兵庫県市町村職員退職手当組合収入役の職務を代理する吏員を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月9日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

## 兵庫県市町村職員退職手当組合規則第6号

兵庫県市町村職員退職手当組合収入役の職務を代理する吏員を定める規則を廃止する規則

兵庫県市町村職員退職手当組合収入役の職務を代理する吏員を定める規則（平成6年兵庫県市町村職員退職手当組合規則第7号）は、廃止する。

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 市町村職員退職手当組合告示

兵庫県市町村職員退職手当組合公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月9日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

## 兵庫県市町村職員退職手当組合告示第2号

兵庫県市町村職員退職手当組合公印規程の一部を改正する規程

兵庫県市町村職員退職手当組合公印規程（昭和60年兵庫県市町村職員退職手当組合規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表中	兵庫県市町村職員退職手当組合収入役之印	21	収入役		「 兵庫県市
	兵庫県市町村職員退職手当組合収入役職務代理者之印	21			

町村職員退職手当組合会計管理者之印 21 会計管理者 に改める。

## 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 兵庫県市町村職員退職手当組合告示第3号

平成19年兵庫県市町村職員退職手当組合議会第1回定例会において議決になった平成18年度兵庫県市町村職

員退職手当組合一般会計補正予算（第1号）は、次のとおりである。

平成19年3月9日

兵庫県市町村職員退職手当組合

組合長 蓬 萌 務

平成18年度兵庫県市町村職員退職手当組合一般会計補正予算（第1号）

歳 入

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
1 負 担 金		千円 15,691,828	△500,000	千円 15,191,828
	1 負 担 金	15,691,828	△500,000	15,191,828
2 財 産 収 入		111,530	21,190	132,720
	1 財産運用収入	111,530	21,190	132,720
3 繰 入 金		2,569,254	578,483	3,147,737
	1 基金繰入金	2,569,254	578,483	3,147,737
4 繰 越 金		1,000	3,362	4,362
	1 繰 越 金	1,000	3,362	4,362
5 諸 収 入		21,363	16,086	37,449
	2 預金利子	853	1,000	1,853
	3 雜 入	20,509	15,086	35,595
歳 入 合 計		18,394,975	119,121	18,514,096

歳 出

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
1 議 会 費		千円 2,752	△1,828	千円 924
	1 議 会 費	2,752	△1,828	924
2 総 務 費		63,309	△2,291	61,018
	1 総務管理費	62,925	△2,069	60,856
	2 選挙費	153	△99	54
	3 監査委員費	231	△123	108
3 給 付 費		18,151,567	△250,000	17,901,567
	1 給 付 費	18,151,567	△250,000	17,901,567
4 積 立 金		175,337	21,190	196,527
	1 積 立 金	175,337	21,190	196,527

5 公 債 費		10	50	60
	1 公 債 費	10	50	60
6 諸 支 出 金		1,000	352,000	353,000
	1 諸 支 出 金	1,000	352,000	353,000
歳 出 合 計		18,394,975	119,121	18,514,096

## 兵庫県市町村職員退職手当組合告示第4号

平成19年兵庫県市町村職員退職手当組合議会第1回定例会において議決になった平成19年度兵庫県市町村職員退職手当組合一般会計予算は、次のとおりである。

平成19年3月9日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

平成19年度兵庫県市町村職員退職手当組合一般会計予算

## 歳 入

款	項	金額
1 負 担 金		千円 16,126,364
	1 負 担 金	16,126,364
2 財 産 収 入		112,033
	1 財 産 運 用 収 入	112,033
3 繰 入 金		4,759,161
	1 基 金 繰 入 金	4,759,161
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		47,178
	1 延 滞 金	1
	2 預 金 利 子	20,607
	3 雜 入	26,570
歳 入 合 計		21,045,736

## 歳出

款	項	金額
1 議 会 費		千円 2,752

	1 議 会 費	2,752
2 総 務 費		66,021
	1 総 務 管 理 費	65,703
	2 選 挙 費	105
	3 監 察 委 員 費	213
3 納 付 費		20,798,054
	1 納 付 費	20,798,054
4 積 立 金		175,840
	1 積 立 金	175,840
5 公 債 費		69
	1 公 債 費	69
6 諸 支 出 金		2,000
	1 諸 支 出 金	2,000
7 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		21,045,736